【質問回答一覧】（仮称）港区水辺まちづくり推進計画策定支援業務委託事業候補者選考の募集要項等に関する質問への回答一覧

令和8年11月

番号	質問事項	資料名	ページ	行目	質問内容	回答
1	第二次審査の出席者数・発表者に関する確認	募集要項	P.3	8	第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）に参加できる出席者数及び提案内容の説明者（業務責任者もしくは主たる技術者）の指定について、現時点で決まっている場合は、ご教示いただけますと幸いです。	入場する人数は5人以内とし、プレゼンテーションに関与しない者の入場はご遠慮ください。また、説明者の指定はありません。詳細は、第一次審査通過事業者へお知らせします。
2	企画提案書における再委託先（予定）の事業内容の記載	募集要項	P.5	16	企画提案書において、再委託先（予定）の社名・マーク等を伏せた形で、再委託先（予定）の事業内容を記載することは可能でしょうか。	再委託先の社名・マーク等を伏せた上で事業内容を記載することは可能です。ただし、審査上は、事業候補者としての事業内容と見なします。
3	提出物のデータ形式	募集要項	P.5	17	提出資料（製本）データを格納したCD-R等を提出する必要がありますが、格納するデータはPDFで良いでしょうか。また、様式はWord形式で配布されていますが、特に様式6～9等について、同様の様式をPowerPoint等で再現し、提出物をPowerPoint等で作成しても良いでしょうか。	企画提案書の電子データは、PDF形式やPowerPoint形式のいずれでも提出可能です。
4	移動軌跡データ（人流データ）のデータ費用および提供範囲について	仕様書	P.1	26～28	「5 業務内容（2）水辺に関する基礎調査の①データおよび現地調査」において、「港区全域の移動軌跡データ（人流データ）」を用いることと記載されていますが、当該データの購入・調達費用は本委託費（事業規模上限額以内）に含める想定でしょうか。あるいは、区において保有・調達済みのデータが受託者に無償提供・貸与されるのでしょうか。	移動軌跡データ（人流データ）の購入・調達に係る費用は、本委託費に含めてください。
5	業務内容（2）水辺に関する基礎調査①	仕様書	P.1	29	「船舶を用いた水上からの現地調査」について、必須となる調査項目や成果物のイメージ（類似事例等）の想定はありますか。	区に関係する運河、海及び河川について、現時点では、詳細な調査項目や成果物は、事業者からの提案によります。
6	船舶を用いた水上からの現地調査について	仕様書	P.1	下から3	仕様書の5. 業務内容（2）①データ及び現地調査に記載されている「船舶を用いた水上からの現地調査」について、乗船を想定しているおおよその人数及び乗船されるメンバーをご教示ください。	乗船人数は、事業者を除き13人程度を想定しています。乗船者は、学識経験者、区職員等を予定しています。
7	船舶を用いた水上からの現地調査の実施条件について	仕様書	P.1	33～34	「5 業務内容（2）水辺に関する基礎調査の①データおよび現地調査」のうち、水上からの現地調査について、対象範囲（運河及び古川）以外に発注者側として想定されている調査回数・期間、調査対象（例えば、水際空間と水上空間どちらが主な調査対象なのか）等についてご教示ください。あるいはこれらも全て提案によるものとなりますでしょうか。	調査回数は1回を想定していますが、実施期間は未定です。また、詳細な調査項目は、事業者からの提案によります。
8	見積作成にあたっての業務内容に関する数量確認	仕様書	P.2	4	見積書作成にあたり、以下の業務内容に関する想定数量がありましたら、ご教示いただけますと幸いです。（提案内容となる場合はその旨、ご教示ください。） （3）活動団体及び利用者の意向整理 ⇒「②会議等における意見聴取に関する支援」に記載の「会議」について、既設の会議体があればご教示いただけますと幸いです。 ⇒「利用者」について、一般利用者に対する意向調査は想定しない認識でよろしかったでしょうか。	既設の会議体については、仕様書2ページ「5 業務内容」（9）をご参照ください。また、一般利用者に対する意向調査は、適宜実施することを想定しています。
9	学識経験者の選定	仕様書	P.2	27	「学識経験者（3人程度）」との意見交換を実施とありますが、学識経験者は貴区にて候補者の選定や委嘱を行うとの理解で相違ないでしょうか。それとも、受託者にて候補者の抽出、選定、委嘱（謝礼金の支払い含む）を行いますでしょうか。	学識経験者の選定は、区が実施します。学識経験者との意見交換は、委員会を設置するのではなく、個別に実施することを想定しています。その実施に必要な諸経費は、本委託費に含めてください。
10	学識経験者との意見交換について	仕様書	P.2	27～30	「5 業務内容（8）学識経験者等との意見交換」について、「学識経験者（3人程度）」の人選は提案内容に含まれるでしょうか。あるいは発注者からの指名になりますでしょうか。	学識経験者の人選は提案内容に含める必要はありません。発注者が指名します。
11	会議資料及び計画書素案等に使用する図表、写真及びイラスト等作成にあたってのAI活用について	仕様書	P.2～3	P2:27～37 P3:8～23	「5 業務内容（8）学識経験者等との意見交換、（9）会議等の運営支援、（10）計画素案等の作成支援、（11）パブリックコメントの実施支援」において作成する資料の図表、写真及びイラスト等について生成AIを活用することは可能でしょうか。	生成AIを活用することは可能です。ただし、生成AIを活用した内容については、事業者において目視により確認し、問題がないことを確認してください。
12	支払方法	仕様書	P.4	26	「契約代金は、全ての業務の履行確認後、受注者からの請求に基づき一括で支払うこととする。」とありますが、本業務は3か年度に跨る契約になり、民間企業としては会計年の観点で資金繰り等非常に難しく、取り組み難易度が高くなっております。そのため、支払い方法について、年度別の支払いに変更する等の協議の余地をいただけますでしょうか。	支払方法は仕様書に記載のとおりとし、すべての業務の履行確認後、受注者からの請求に基づき一括で支払います。
13	支払方法	仕様書	P.4	下から6	10 支払方法について、「契約代金は、全ての業務の履行確認後、受注者からの請求に基づき一括で支払うこととする。」とございますが、年度ごとの中間払いとしていただくことは可能でしょうか。	支払方法は仕様書に記載のとおりとし、すべての業務の履行確認後、受注者からの請求に基づき一括で支払います。
14	プレゼンテーションで投影する資料について	選考基準	P.1	19～25	「2 審査の実施方法（2）第二次審査」について、「第一次審査用企画提案書から新たな内容の追加・提出は、認めません」とありますが、モニターで投影する場合において、第一次審査用企画提案書の内容をモニター上で閲覧しやすいようレイアウト等加工したものを使用することは可能でしょうか。	第一次審査用企画提案書のレイアウトをプレゼンテーション用に変更し、モニターに投影することは可能です。
15	第二次審査のプレゼンテーション資料	選考基準	P.1	21	「第一次審査用企画提案書から新たな内容の追加・提出は認めません」とありますが、第一次審査用企画提案書そのものではなく、提案書に掲載されている図版・文章をレイアウトし直したプレゼンテーション用の資料を使用することも可能である理解で宜しいでしょうか。可能な場合、その資料はプレゼンテーション時にデータで持参すれば足りるでしょうか（別途のご提出等必要でしょうか）。	第一次審査用企画提案書のレイアウトをプレゼンテーション用に変更し、モニターに投影することは可能です。詳細は、第一次審査通過事業者へお知らせします。
16	採点表（評価項目ごとの配点）の公表	選考基準	P.2	3	選考基準3では、各評価項目の配点は示されていません。各評価項目の配点を示した採点表を、公募段階で公表いただくことは可能でしょうか。	募集段階では、各評価項目の配点は公表しません。
17	見積価額の評価	選考基準	P.2	最下段	見積価額の評価視点の中で「見積価額に経済性への配慮が認められるか」という項目がありますが、具体的にどのような意味でしょうか。「無駄を排し費用対効果を高めるための合理的かつ具体的な工夫がなされているか」という解釈が出来得る言葉ですが、提出物である「見積書」だけでこういった内容を評価することは難しいと考え、具体的な意味を確認させていただきたいと存じます。	「見積価額に経済性への配慮が認められるか」とは、仕様書に定める業務内容を踏まえ、事業規模として示した金額に対する見積価額の水準を評価するものです。
18	共同事業体で参加する場合の地域貢献活動項目（2）～（5）の評価方法	選考基準	P.4	15	選考基準4（2）ワーク・ライフ・バランス推進、（3）障害者雇用、（4）環境配慮、（5）災害協定活動の各評価については、共同事業体で参加する場合の取扱いが示されていません。共同事業体で参加する場合、（2）～（5）の加点は、代表企業のみを対象に評価されますか。構成員全体を対象に評価される場合は、その評価方法をご教示ください。	共同事業体で参加する場合、地域貢献活動項目（2）～（5）は、代表企業が要件に該当する場合に加点します。代表企業以外の構成員のみが該当する場合は、加点対象となりません。
19	共同企業体における「⑦加点対象となる地域貢献活動項目がある場合は、各項目指定の提出書類」	選考基準	P.4	15	「地域貢献活動項目の提出書類」（事業候補者選考基準 p.4 （2）ワーク・ライフ・バランス推進の評価）について、共同企業体を結成した場合において、代表事業者及び構成員事業者のうち条件を満たす1社分の提出で加点対象になるとの認識で相違ないでしょうか。	共同事業体で参加する場合、地域貢献活動項目（2）～（5）は、代表企業が要件に該当する場合に加点します。代表企業以外の構成員のみが該当する場合は、加点対象となりません。
20	災害協定活動に対する評価（港区以外の自治体との協定の取扱い）	選考基準	P.5	21	選考基準4（5）では、「災害時における協定の締結がある場合」を加点項目とし、「区と締結している協定書の写し」の提出を求めています。港区内事業者ではない場合、本店等が立地する自治体と締結している災害時における協定も、加点の対象となりますか。	港区以外の自治体と締結した災害時の協定は、加点対象となりません。
21	様式記載及び提出方法	様式2、4	—	—	JV による参加の場合、様式2及び様式4は、代表事業者と構成事業者それぞれを作成し、提出すると理解してよろしいでしょうか。	様式4は、代表事業者を含む共同事業体のすべての構成事業者について、それぞれ作成し、提出してください。
22	業務実績について	様式4	—	—	本様式に記載する「業務実績」について、契約書は添付する必要はありますでしょうか。また、記載する実績数が多くなる場合は1ページを超えて記載してもよろしいでしょうか。その際は、ページ数上限の指定はございますでしょうか。	契約書の添付は不要です。ただし、必要に応じて提出を求める場合があります。記載欄が不足する場合は、1ページを超えて記載することが可能です。ページ数の上限はありません。
23	保有資格、業務実績について	様式5	—	—	本様式に記載する「保有資格」、「業務実績」について資格証明書、契約書は添付する必要はありますでしょうか。また、業務担当者1人に対し記載する実績数が多くなる場合は1ページを超えて記載してもよろしいでしょうか。その際は、ページ数上限の指定はございますでしょうか。	資格証明書や契約書の添付は不要です。ただし、必要に応じて提出を求める場合があります。記載欄が不足する場合は、1ページを超えて記載することが可能です。ページ数の上限はありません。
24	業務実績について	様式4、5	—	—	様式4、5の業務実績について、「都市計画、水辺まちづくり、河川・港湾、舟運、環境又は観光等に関する計画策定支援業務」かつ「多様な関係者との調整又は住民意見の反映を伴う計画策定支援業務」である場合、両方に記載するという理解でよろしいでしょうか。	同一の業務実績を両方の欄に重複して記載することは認められません。両方の区分に該当する場合は、「委託業務内容」欄にその旨が分かるよう記載してください。
25	事業概要及び業務実績	様式4、5	—	—	業務実績について、現在受託・履行している業務の記載は可能でしょうか。	「業務実績」欄には完了済みの業務を、「従事している他の業務」欄には現在履行中の業務を記載してください。両欄への重複記載は認められません。
26	実績の範囲	様式4、5	—	—	過去5年間の実績を記載するよう明示されていますが、過去5か年とは2021年度～2025年度の5か年と捉えて良いでしょうか。	委託期間が2021年度～2025年度の5か年にかかる業務は、業務実績として記載可能です。2021年度より前に着手した業務であっても、完了年度がこの5か年内であれば記載できます。
27	既往報告書の閲覧について	—	—	—	令和7年度に実施した本業務と関連が深い「ベイエリアの活性化及び水辺の観光政策の強化に向けた実態調査結果報告書」の閲覧	当該報告書は非公開の情報であり、事業者間の公平性を確保するため、正式契約後に閲覧いただくこととします。